

消 第 978 号  
令和元年12月24日

一般社団法人宮城県LPガス協会長 殿

宮城県総務部長



令和元年台風第19号による災害に伴う産業保安関係手数料の減免について  
(通知)

令和元年台風第19号による被災者に対する措置として、手数料条例施行規則(平成12年宮城県規則第70号)が令和元年12月24日付けで改正され、被災した事業所等を復旧するための申請及び被災時に紛失・汚損した免状の再交付申請について下記のとおり手数料を減免することになりましたので御承知願うとともに、貴会員あて周知願います。

記

1 対象範囲

- (1) 被災事業所等関係の申請については、県内(仙台市、登米市を除く。)の事業所等に係るもの
- (2) 免状再交付関係の申請については、宮城県知事発行の免状に係るもの

2 対象手数料

(1) 被災事業所等関係

イ 高圧ガス保安法関係

- (イ) 高圧ガスの製造の許可に係る手数料(条例第2条別表120の項)
- (ロ) 高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可に係る手数料(条例第2条別表121の項)
- (ハ) 高圧ガスの貯蔵所の設置の許可に係る手数料(条例第2条別表122の項)
- (ニ) 第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可に係る手数料(条例第2条別表123の項)

ロ 液化石油ガス法関係

- (イ) 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付請求に係る手数料(条例第2条別表203の項)
- (ロ) 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に係る手数料(条例第2条別表208の項)
- (ハ) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可申請に係る手数料(条例第2条別表209の項)
- (ニ) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請に係る手数料(条例第2条別表210の項)
- (ホ) 液化石油ガス充てん設備の許可申請に係る手数料(条例第2条別表213の項)
- (ヘ) 液化石油ガス充てん設備の変更許可申請に係る手数料(条例第2条別表214の項)

ハ 電気工事業法関係

- (イ) 登録電気工事業者登録証再交付申請に係る手数料(条例第2条別表246の項)
- (ロ) 登録電気工事業者登録簿謄本交付請求に係る手数料(条例第2条別表247の項)

ニ 武器等製造法関係

- (イ) 猟銃等製造・販売事業所移転許可申請に係る手数料(条例第2条別表160の項)

(2) 免状再交付関係

イ 火薬類取締法関係

- 火薬類取扱保安責任者免状再交付申請に係る手数料(条例第2条別表92の項)

- ロ 高圧ガス保安法関係
  - (イ) 高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請に係る手数料 (条例第2条別表130の項)
  - (ロ) 高圧ガス販売主任者免状再交付申請に係る手数料 (条例第2条別表132の項)
- ハ 電気工事士法関係
  - 電気工事士免状再交付申請に係る手数料 (条例第2条別表190の項)
- ニ 液化石油ガス法関係
  - 液化石油ガス設備士免状再交付申請に係る手数料 (条例第2条別表219の項)

### 3 減免措置の内容等

#### (1) 被災事業所等関係の申請の場合

イ 減免の条件 令和元年台風第19号により被害を受けた者が申請するとき (被災事業所等の復旧のための申請であるとき)

ロ 減免の内容 10割 (全額免除)

#### (2) 免状再交付関係の申請の場合

イ 減免の条件 令和元年台風第19号により被害を受けた者が申請するとき (被災時の紛失・汚損による申請であるとき)

ロ 減免の内容 10割 (全額免除)

### 4 手数料の減免の手続き

手数料の減免の手続きについては、上記2の申請を提出する際に、「手数料免除申請書」(様式1-1 (事業所等用), 様式1-2 (免状用)) 及び市町村が発行する「り災証明書」(写し可)等を添付するものとする。

### 5 既納付者に対する措置

令和元年10月10日以降に納付されたものについては還付対象となるため、既納付者は「口座振込依頼書」(様式2) 及び上記4の関係書類を申請窓口 (ただし、免状再交付申請については総務部消防課) に提出するものとする。

### 6 減免措置の期間

令和3年3月31日まで

担 当 : 消防課産業保安班 齋藤, 長谷川, 波岡, 山岸 TEL : 022-211-2377 FAX : 022-211-2398 E-mail : syobouh@pref.miyagi.lg.jp
---

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(財 政 課) 一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 一

○議会に係る財務事務の補助執行に関する規程

( 同 ) 二

### 告 示

○特定権利利益に係る満了日の延長の措置

(県政情報・文書課) 二

○災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置についての定め

( 同 ) 二

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加え、同項中「同じ。」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

附則第五項(見出しを含む)中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)

6 知事は、表十六の項、十九の項、二十六の項、二十八の項、二十九の項、三十三の項、三十九の項、四十三の項、四十五の項、五十一の項から五十六の項まで、五十九の六の項、六十一の項、六十二の四の項、六十七の項、九十二の項、百十三の項、百十九の二の項から百十九の四の項まで、百二十の項から百二十三の項まで、百三十の項、百三十二の項、百四十九の項、百六十の項、百七十六の項、百八十五の項、百九十の項、二百の項及び二百一の項の上欄に掲げる者、二百一の五の項の上欄に掲げる者(同項の下欄二に掲げるものの交付を申請する者を除く)並びに二百三の項、二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項、二百十九の項、二百二十八の項、二百三十一の項、二百四十六の項、二百四十七の項、二百五十六の項、二百五十八の項、二百六十の項、二百六十二の項、二百七十一の四の項、二百七十二の項、二百七十三の項及び二百八十六の項の上欄に掲げる者が、令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認められるものである場合には、令和元年十月十日から令和三年三月三十一日までの間に申請がなされた再交付、許可等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

(様式1-1)

## 手数料免除申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所

氏 名

㊦

電話番号

手数料の全部の免除を受けたいので、宮城県手数料条例第5条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

手数料の名称 (該当するものにレ印をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 高圧ガス製造許可申請 <input type="checkbox"/> 高圧ガス製造施設等変更許可申請 <input type="checkbox"/> 第一種貯蔵所設置許可申請 <input type="checkbox"/> 第一種貯蔵所位置等変更許可申請 <input type="checkbox"/> 充てん設備許可申請 <input type="checkbox"/> 充てん設備変更許可申請	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付請求 <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者認定申請 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設等設置許可申請 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設等設置変更許可申請 <input type="checkbox"/> 猟銃等製造・販売事業所移転許可申請 <input type="checkbox"/> 登録電気工事業者登録証再交付申請 <input type="checkbox"/> 登録電気工事業者登録簿謄本交付請求
免除を受けようとする事業所等の所在地及び名称		
免除を受けようとする額	円	
免除を受けようとする理由		
備 考	※申請年月日 令和 年 月 日	

※市町村が発行する「り災証明書」(写し可)等を添付してください。

(様式1-2)

## 手数料免除申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

手数料の全部の免除を受けたいので、宮城県手数料条例第5条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

手数料の名称 (該当するものにレ印をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 火薬類（丙種製造・甲種取扱・乙種取扱）免状再交付 <input type="checkbox"/> 電気工事士（第一種・第二種）免状再交付 <input type="checkbox"/> 高圧ガス製造保安責任者（乙化・乙機・丙化・二冷・三冷）免状再交付 <input type="checkbox"/> 高圧ガス販売主任者（一販・二販）免状再交付 <input type="checkbox"/> 液化石油ガス設備士免状再交付
免除を受けようとする額	円
免除を受けようとする理由	
免状送付先の住所 (上記住所と相違する場合のみ)	
備 考	※申請年月日 令和 年 月 日

※市町村が発行する「り災証明書」（写し可）等を添付してください。

(様式2)

## 口座振込依頼書

振込依頼人

住所

氏名

㊟

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 高压ガス製造許可申請                          | <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付請求 |
| <input type="checkbox"/> 高压ガス製造施設等変更許可申請                     | <input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業者認定申請      |
| <input type="checkbox"/> 第一種貯蔵所設置許可申請                        | <input type="checkbox"/> 貯蔵施設等設置許可申請          |
| <input type="checkbox"/> 第一種貯蔵所位置等変更許可申請                     | <input type="checkbox"/> 貯蔵施設等設置変更許可申請        |
| <input type="checkbox"/> 猟銃等製造・販売事業所移転許可申請                   | <input type="checkbox"/> 充てん設備許可申請            |
| <input type="checkbox"/> 火薬類（丙種製造・甲種取扱・乙種取扱）免状再交付            | <input type="checkbox"/> 充てん設備変更許可申請          |
| <input type="checkbox"/> 電気工事士（第一種・第二種）免状再交付                 | <input type="checkbox"/> 登録電気工事業者登録証再交付申請     |
| <input type="checkbox"/> 高压ガス製造保安責任者（乙化・乙機・丙化・二冷・三冷）免状再交付手数料 | <input type="checkbox"/> 登録電気工事業者登録簿謄本交付請求    |
| <input type="checkbox"/> 高压ガス販売主任者（一販・二販）免状再交付               |   |
| <input type="checkbox"/> 液化石油ガス設備士免状再交付                      |   |

上記手数料（令和 年 月 日申請）の還付金 円を下記口座に振り込むようお願いします。

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

記

金融機関名	
支店名	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	
フリガナ	

※振込先の口座は納入義務者名義のものを御指定ください。

※口座への振り込みは、「口座振込依頼書」到着後2週間程度の時間をいただきますので、御了承ください。